

介護老人福祉施設みさとの杜翔裕園ショートステイ 利用料金表

(2024.4.1～)

併設型ユニット型短期入所生活介護

単位：円

対象者	生活保護を受けている方	世帯全員が市町村民税非課税である場合																				左記の条件に該当しない方					
		老齢福祉年金を受給している方					課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方					利用者負担第2段階に該当しない、年金収入等が80万超120万円以下の方					利用者負担第2段階に該当しない方で、年金収入等が120万円超の方										
負担区分	利用者負担第1段階					利用者負担第2段階					利用者負担第3段階①					利用者負担第3段階②					利用者負担第4段階						
内 訳 要介護度	介護サービス費	加算額	滞在費	食費	1割負担合計	介護サービス費	加算額	滞在費	食費	1割負担合計	介護サービス費	加算額	滞在費	食費	1割負担合計	介護サービス費	加算額	滞在費	食費	1割負担合計	介護サービス費	加算額	滞在費	食費	1割負担合計	2割負担合計	3割負担合計
	要支援1	529	18	820	300	1,667	529	18	820	600	1,967	529	18	1,310	1,000	2,857	529	18	1,310	1,300	3,157	529	18	2,150	1,650	4,347	4,894
要支援2	656	18	820	300	1,794	656	18	820	600	2,094	656	18	1,310	1,000	2,984	656	18	1,310	1,300	3,284	656	18	2,150	1,650	4,474	5,148	5,822
要介護1	704	36	820	300	1,860	704	36	820	600	2,160	704	36	1,310	1,000	3,050	704	36	1,310	1,300	3,350	704	36	2,150	1,650	4,540	5,280	6,020
要介護2	772	36	820	300	1,928	772	36	820	600	2,228	772	36	1,310	1,000	3,118	772	36	1,310	1,300	3,418	772	36	2,150	1,650	4,608	5,416	6,224
要介護3	847	36	820	300	2,003	847	36	820	600	2,303	847	36	1,310	1,000	3,193	847	36	1,310	1,300	3,493	847	36	2,150	1,650	4,683	5,566	6,449
要介護4	918	36	820	300	2,074	918	36	820	600	2,374	918	36	1,310	1,000	3,264	918	36	1,310	1,300	3,564	918	36	2,150	1,650	4,754	5,708	6,662
要介護5	987	36	820	300	2,143	987	36	820	600	2,443	987	36	1,310	1,000	3,333	987	36	1,310	1,300	3,633	987	36	2,150	1,650	4,823	5,846	6,869

1. 料金は「介護サービス費」「介護サービス費加算額」「滞在費(居室料)」「食費」の合計額です。
 2. 加算額の内訳は、要支援1および2の場合、下記①、③～⑤です。
 3. 加算額の内訳、要介護1～5の場合、下記①～⑤です。
 - ①サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：18円/日
 - ②夜勤職員配置加算(Ⅱ)：18円/日 (夜間帯に基準を1名以上超えて介護職員を勤務配置)
 - ③介護職員処遇改善加算(Ⅰ)：介護サービス費の8.3%相当が加算されます。
 - ④介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)：介護サービス費の2.7%相当が加算されます。
 - ⑤介護職員等ベースアップ等支援加算：介護サービス費の1.6%相当が加算されます。
- ※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、上記加算額には加算されていませんのでご注意ください。
- ※料金表の額は1日の料金です。**
4. 送迎がある場合、片道**184円**の加算があります。
 5. 介護保険で(利用限度額以内で)短期入所を連続して利用できる日数は30日までです。
また、短期入所の利用日数は、認定の有効期間のおおむね半分を超えないこととされています。
 6. 上記料金の他、場合により自己負担分となる費用(TV貸出し100円/日)があります。ご利用前にお問合せ下さい。
 7. 第1号被保険者(65歳以上)で、一定以上の所得がある方は**利用者負担が2割または3割になります。**
負担割合については、各保険者から発行される、「**介護保険負担割合証**」にて確認させていただきます。